令和2年度調剤報酬等改定項目④

○特掲診療科の施設基準等

(令和2年4月1日施行)

項目	改正前	改正後
第15 調剤	1 調剤基本料の施設基準	1 調剤基本料の施設基準
	(1)(略)	(1)(略)
	(2)調剤基本料2の施設基準	(2)調剤基本料2の施設基準
	次のいずれかに該当する保険薬局((3)、	次のいずれかに該当する保険薬局((3)、
	(4)及び 2 の 2 の(1)に該当するものを除	(4)及び 2 の 2 の(1)に該当するものを除
	く。)であること。	く。)であること。
	イ 処方箋の受付回数が 1 月に 4,000 回	イ 処方箋の受付回数が 1 月に 4,000 回
	を超えること。(特定の保険医療機関に係る	を超えること。(特定の保険医療機関に係る
	処方箋による調剤の割合が 7 割を超える場	処方箋による調剤の割合が 7 割を超える場
	合に限る。)	合に限る。)
	□ 処方箋の受付回数が 1 月に 2,000 回	ロ 処方箋の受付回数が 1 月に 2,000 回
	を超えること。(イに該当する場合を除き、特	を超えること。(イに該当する場合を除き、特
	定の保険医療機関に係る処方箋による調剤	定の保険医療機関に係る処方箋による調剤
	の割合が8割5分を超える場合に限る。)	の割合が8割5分を超える場合に限る。)
	(新設)	八 処方箋の受付回数が 1 月に 1,800 回
		を超えること。(イ又は口に該当する場合を除
		き、特定の保険医療機関に係る処方箋によ
		る調剤の割合が9割5分を超える場合に限
		<u>3.)</u>
	<u>八</u> 特定の保険医療機関に係る処方箋の受	
	付回数(当該保険薬局の所在する建物内に	付回数(当該保険薬局の所在する建物内に
	複数の保険医療機関が所在している場合に	複数の保険医療機関が所在している場合に
	あっては、当該複数の保険医療機関に係る	あっては、当該複数の保険医療機関に係る
	処方箋の受付回数を全て合算した回数とす	処方箋の受付回数を全て合算した回数とする。) が 1 月に 4,000 回を超えること。(イ <mark>か</mark>
	る。) が 1 月に 4,000 回を超えること。(イ <u>又</u> は口に該当する場合を除く。)	らいまでに該当する場合を除く。)
	- 特定の保険医療機関に係る処方箋の受	ホ 特定の保険医療機関に係る処方箋の受
	付回数(同一グループの保険薬局(財務上又	付回数(同一グループの保険薬局(財務上又
	は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある	は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある
	範囲の保険薬局をいう。以下同じ。) のうち、	範囲の保険薬局をいう。以下同じ。)のうち、
	これに属する他の保険薬局において、保険医	これに属する他の保険薬局において、保険医
	療機関に係る処方箋による調剤の割合が最	療機関に係る処方箋による調剤の割合が最
	も高い保険医療機関が同一の場合は、当該	も高い保険医療機関が同一の場合は、当該
	他の保険薬局の処方箋の受付回数を含	他の保険薬局の処方箋の受付回数を含
	む。) が、1 月に 4,000 回を超えること。(イ	む。) が、1 月に 4,000 回を超えること。(イ
	から八までに該当する場合は除く。)	から <mark>ニ</mark> までに該当する場合は除く。)
	(3)調剤基本料3のイの施設基準	(3)調剤基本料3のイの施設基準

同一グループの保険薬局における処方箋の 受付回数の合計が 1 月に 40,000 回を超 え、400,000 回以下のグループに属する保 険薬局(2 の 2 の(1)に該当するものを除く。) のうち、次のいずれかに該当する保険薬局で あること。

<u>イ</u> 特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が8割5分を超えること。

□ 特定の保険医療機関との間で不動産の 賃貸借取引があること。 次のいずれかに該当する保険薬局であること。

イ 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が 1 月に 35,000 回を超え、40,000 回以下のグループに属する保険薬局(2の2の(1)に該当するものを除く。)のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が 9 割 5 分を超える又は特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。

□ 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が 1 月に 40,000 回を超え、400,000 回以下のグループに属する保険薬局(2 の 2 の(1)に該当するものを除く。) のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が 8 割 5 分を超える又は特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があること。

(4)(略)

2 調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準

(1)~(3)(略)

- 2 の 2 調剤基本料の注 2 に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であること。
- (1)病院である保険医療機関と不動産取引等 その他の特別な関係を有している保険薬局で あって、当該病院に係る処方箋による調剤の 割合が9割5分を超えること。

(2)(略)

3 調剤基本料の注3に規定する保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であること。 (1)~(3)(略)

(4)(略)

2 調剤基本料の注1ただし書に規定する施設 基準

(1)~(3)(略)

- 2 の 2 調剤基本料の注 2 に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局次のいずれかに該当する保険薬局であること。
- (1)保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局(当該保険薬局の所在する建物内に保険医療機関(診療所に限る。)が所在している場合を除る。)であって、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が7割を超えること。

(2)(略)

3 調剤基本料の注 <u>4</u> に規定する保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であるこ と。

(1)~(3)(略)

- 4 地域支援体制加算の施設基準
- (1)地域医療に貢献する体制を有し、その活動 における相当な実績を有していること。ただし、 調剤基本料 1 を算定している保険薬局にあ たっては、本文の規定にかかわらず、次のいず れにも該当するものであること。
 - イ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年 法律第14号)第3条の規定による麻薬小 売業者の免許を受けていること。
 - □ 在宅患者に対する薬学的管理及び指導 について実績を有していること。
 - ハ かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ 薬剤師包括管理料に係る届出を行っているこ と。
- (2)患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、か つ、服薬指導を行っていること。

- (3)患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関 する情報を提供していること。
- (4)一定時間以上開局していること。
- (5)十分な数の医薬品の備蓄していること。
- (6)適切な薬学的管理及び服薬指導を行うに つき必要な体制及び機能が整備されており、 患者に対し在宅に係る当該薬局の体制の情 報を提供していること。
- (7)当該保険薬局のみ又は当該薬局を含む連 携する近隣の保険薬局において、24 時間調 剤並びに在宅患者に対する薬学的管理及び 服薬指導を行うにつき必要な体制が整備さ れていること。
- (8)当該地域において、在宅療養の支援に係る 診療所又は病院及び訪問看護ステーションと の連携体制が整備されていること。
- (9)当該地域において、他の保健医療サービス (削除)

- 4 地域支援体制加算の施設基準 次のいずれかに該当する保険薬局であるこ <u>د.</u>
- (1)次のいずれかにも該当する保険薬局である こと。
 - イ 調剤基本料 1 を算定している保険薬局 であること。
 - □ 地域医療への貢献に係る十分な体制が 整備されていること。
 - ハ 地域医療への貢献に係る十分な実績を 有していること。

- (2)次のいずれかにも該当する保険薬局である こと。
 - イ 調剤基本料 1 以外を算定している保険 薬局であること。
 - □ 地域医療への貢献に係る必要な体制が 整備されていること。
 - ハ 地域医療への貢献に係る相当の実績を 有していること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

及び福祉サービスとの連携調整を担当する者 との連携体制が整備されていること。

- (10)当該保険薬局以外の医療従事者等に対 して、医薬品に係る医療安全に資する情報の 共有を行うにつき必要な体制が整備され、一 定の実績を有していること。
- (11)特定の保険医療機関に係る処方箋による 調剤の割合が8割5分を超える場合にあっ ては、当該保険薬局において調剤した後発 医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を 合算した規格単位数量に占める後発医薬品 の規格単位数量の割合が 5 割以上であるこ

(削除)

(削除)

- 5の2調剤基本料の注6に規定する厚生労 5の2調剤基本料の注7に規定する厚生労 働大臣が定める保険薬局 次のいずれかに該当する保険薬局であるこ
- ٤. (1)当該保険薬局において調剤した後発医薬
- 品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算 した規格単位数量に占める後発医薬品の規 格単位数量の割合が2割以下であること。た だし、当該保険薬局における処方箋受付状 況を踏まえ、やむを得ないものは除く。

(2)(略)

٤. (1)当該保険薬局において調剤した後発医薬

次のいずれかに該当する保険薬局であるこ

働大臣が定める保険薬局

品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算 した規格単位数量に占める後発医薬品の規 格単位数量の割合が4割以下であること。た だし、当該保険薬局における処方箋受付状 況を踏まえ、やむを得ないものは除く。

(2)(略)

- 8 調剤料の注8に規定する薬剤
- (1)(2)(略)
- (3)麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定 による麻薬小売業者の免許を受けているこ ٤.
- 8 調剤料の注8に規定する薬剤
- (1)(2)(略)
- (3)麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法 律第14号)第3条の規定による麻薬小売 業者の免許を受けていること。

(新設)

- 9の2薬剤服用歴管理指導料の注3に規定 する保険薬局の施設基準
- (1)情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつ き十分な体制が整備されていること。
- (2)当該保険薬局において、1 月当たりの次に 掲げるものの算定回数の合計に占める情報 通信機器を用いた服薬指導の算定回数の割 合が1割以下であること。
 - ①区別番号10に掲げる薬剤服用歴管理 指導料
 - ②区別番号15に掲げる在宅患者訪問薬 剤管理指導料

4

(新設)	9の3薬剤服用歴管理指導料の注3に規定
V(//16A/	する厚生労働大臣が定めるもの
	原則 3 月以内に区分番号10に掲げる薬
	剤服用歴管理指導料 1 又は 2 を算定した
	もの
(新設)	10の2 特定薬剤管理指導加算2の施設基
<u> </u>	準
	生 当該管理及び指導等を行うにつき必要な体
	制が整備されていること。
(並⊏≘ル)	
	10の3 薬剤服用歴管理指導料の注7に規
	定する厚生労働大臣が定める患者
	次のいずれにも該当する患者であること。
	(1)医科点数表の第2章第6部注射通則第
	7号に規定する連携充実加算を届け出てい
	る保険医療機関において、化学療法(抗悪
	性腫瘍剤が注射されている場合に限る。) 及
	び必要な指導が行われている悪性腫瘍の患
	<u> </u>
	(2)当該保険薬局において、悪性腫瘍の治療に
	<u>係る薬剤の調剤を受ける患者</u>
(新設)	10の4薬剤服用歴管理指導料の注10に
	規定する厚生労働大臣が定めるもの
	次のいずれかに該当するものであること。
	(1)新たにインスリン製剤又はスルフォニル尿素
	系製剤が処方されたもの
	(2)インスリン製剤又はスルフォニル尿素系製剤
	に係る投薬内容の変更が行われたもの
10の2薬剤服用歴管理指導料の注9に規	10 の <u>5</u> 薬剤服用歴管理指導料の注 <u>13</u> に
定する厚生労働大臣が定める保険薬局	規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
適切な手帳の活用実績が相当程度あると認	適切な手帳の活用実績が相当程度あると認
められない保険薬局であること。	められない保険薬局であること。
11 かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬	11 かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬
剤師包括管理料の施設基準	剤師包括管理料の施設基準
別当該指導等を行うにつき十分な経験等を	別当該指導等を行うにつき十分な経験等を
有する薬剤師が配置されていること。	有する薬剤師が配置されていること。
(新設)	11 の 2 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注
	2に規定する施設基準
	区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指
	導料の 4 に係る届出を行っている保険薬局
	であること。

(新設)

11 の 3 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注 2 に規定する厚生労働大臣が定めるもの 区別番号 1 5 の在宅患者訪問薬剤管理指 導料を月 1 回算定しているもの

第 16 介護老人保健施 設入所者について算定で きない検査等

3 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬の費用

医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算

医科点数表区分番号 G001に掲げる静脈内注射(保険医療機関の保険医が平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第13条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設(以下「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。) に赴いて行うもの又は医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G002に掲げる動脈注射(医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G003に掲げる抗 悪性腫瘍剤局所持続注入(医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外 来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G003-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入(医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G004に掲げる点 滴注射(保険医療機関の保険医が療養病床 から転換した介護老人保健施設に赴いて行 うもの又は医科点数表第2章第6部注射 通則第6号に規定する外来化学療法加算 を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G005に掲げる中 心静脈注射(医科点数表第2章第6部注 3 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬の費用

医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算

医科点数表区分番号 G001に掲げる静脈内注射(保険医療機関の保険医が平成18年7月1日から令和4年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第13条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設(以下「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。) に赴いて行うもの又は医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G002に掲げる動脈注射(医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G003に掲げる抗 悪性腫瘍剤局所持続注入(医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外 来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G003-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入(医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G004に掲げる点滴注射(保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うもの又は医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G005に掲げる中 心静脈注射(医科点数表第2章第6部注 射通則第 6 号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G006に掲げる植 込型カテーテルによる中心静脈注射(医科点 数表第2章第6部注射通則第6号に規 定する外来化学療法加算を算定するものに 限る。)

エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)の費用 ダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)の費用 抗悪性腫瘍剤(医科点数表第2章第6部注射通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定する注射に係るものに限る。)の費用

疼痛コントロールのための医療用麻薬の費用 インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。)の 費用

抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。)の費用

血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の費用

射通則第 6 号に規定する外来化学療法加算を算定するものに限る。)

医科点数表区分番号 G006に掲げる植 込型カテーテルによる中心静脈注射(医科点 数表第2章第6部注射通則第6号に規 定する外来化学療法加算を算定するものに 限る。)

エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)の費用 ダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)の費用 抗悪性腫瘍剤(悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。)の費用

疼痛コントロールのための医療用麻薬の費用 インターフェロン製剤(B型肝炎又は C型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。)の 費用

抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。)の費用

血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の費用